

注意事項

- ・ 2024年4月1日時点で、愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が活用可能な市町村行政サービス等を掲載しています。(追加等があった場合、順次更新する予定です。)
- ・ 行政サービス等の利用にあたっては、各行政サービス等で定められている要件等を満たす必要があります。また、受理証明書等の提示が不要な場合や、宣誓の有無に関わらず対応している場合もあります。詳細は各担当課室へお問合せください。

行政サービス等の名称	概要	受理証明書等の提示の要否		その他備考	担当課室
		必要	不要		
市営住宅への入居・同居	パートナーシップ・ファミリーシップの届出を行い、認定された者を契約者の親族として取扱うこととし、市営住宅への同居要件を満たすものとする。同居承認についても同様の取り扱いとする。	○		証明書等の写しの提出が必要	建築課 0566-95-0156